

VI 計画の大綱と基本方針

1 計画の大綱

盛岡城は、近世においては藩の統治と経済の拠点として機能し、明治に至り城郭は取り壊されたものの、城跡は近代的な公園となり、史跡として国の指定を受け、今では訪れる人々に憩いと安らぎ、そして往時を偲ばせる、貴重な空間となっている。周辺には行政や金融、商業などの都市機能が集積しており、四季を通じた祭り、伝統行事が行われている。

史跡そのものに対する市民の思い入れも深く、親しみを込めて「お城」と呼ぶ市民も多い。「V. 現状と課題」において述べたとおり、市は、全国に先駆ける形で、史跡である石垣の修復事業に昭和 59 年から継続して取り組み、文化財としての石垣を保全し、史跡の理解促進に努めてきた。また、平成 23 年には、盛岡藩の歴史やゆかりの品々を保存・管理するとともに紹介する施設として「もりおか歴史文化館」を史跡の隣接地に整備し、史跡と史資料に有機的なつながりを持たせながら、史跡の本質的価値の理解促進に努めてきている。令和 3 年からは、これまでの取組とその成果を踏まえ、史跡の本質的価値を理解してもらうため、かつて本丸に存在していた建物について、復元の根拠となる史資料の収集と調査に集中的に取り組んでいる。

振り返ってみると、藩政時代から現在に至り、盛岡の姿は大きく変貌したが、その中心にはいつも、盛岡城（お城）があった。盛岡城は盛岡市民のシンボルであり、心のよりどころであり、誇りである。幾多の人々が、盛岡城を築き、公園を開き、守り、そして活かしてきた時間の重みの上に立ち、盛岡城跡の持っている魅力や価値をさらに高め、次世代へ継承するため、史跡盛岡城跡保存活用計画の大綱を次のとおり掲げる。

- 1 盛岡城跡の価値を調査研究により深化させ、確実に保存し次世代へつないでいく。
- 2 風格と賑わいのある盛岡城跡を、歴史的な象徴性を高める拠点として活用する。
- 3 市民や観光客を惹きつける魅力的な歴史空間として、着実に整備を推進する。
- 4 地域総がかりで、盛岡城跡への理解と誇り・愛着を育む活動を持続的に展開する。

2 基本方針

(1) 保存・管理の基本方針

- ア 盛岡城跡（史跡指定地とその周辺）の本質的価値を構成する石垣や堀、土塁のほか、地下の遺構を適切に保存し、次世代に継承する。
- イ 史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にするとともに、今後想定される現状変更等に関する方針を定め、厳密な運用を図る。
- ウ 史跡盛岡城跡の歴史的価値を深化させていくための調査研究に継続して取り組む。
- エ 史跡盛岡城跡の周辺（遠曲輪までの範囲）、城下町に関連した歴史資産の調査研究や保存に取り組む。
- オ 櫻山神社参道地区商店街の将来像については、地域との情報共有に努める。

(2) 活用の基本方針

- ア 史跡盛岡城跡や盛岡城（遠曲輪までの範囲）、城下町に関連した歴史遺産の価値を市民や観光客、児童・生徒にわかりやすく伝えるとともに、その価値を理解できる環境の創出に努める。
- イ 中心市街地に位置する盛岡を代表する公園として、さらに商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの維持向上を図る。
- ウ 交流機会の拡大を図るイベントだけではなく、盛岡城や城下町に関連する講演会や現地説明会等を開催するほか、市民参加型の調査を企画するなど、遺構の復元（再現）に向けた機運の醸成を図るとともに、史・資料の情報提供と周知の機会を設けていく。

(3) 整備の基本方針

- ア 盛岡城跡の本質的価値を構成する堀、石垣、土塁の保存と修復に取り組む。
- イ 城郭としての象徴性を高めるため、発掘調査や史・資料調査の成果に基づき、撤去・改変された石垣、虎口や枡形などの地形のほか、歴史的建造物の復元整備を推進する。
- ウ 歴史的建造物の復元等については、調査・研究を踏まえて検討を行い、実施可能なものから計画的に進める。
- エ 明治期以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計原案を保全しながら、利用しやすい公園としての整備を推進する。
- オ 史跡内外からの眺望景観や石垣の保全を目的に、必要に応じて樹木の剪定・伐採をはじめ、植栽の整備や維持管理のほか、堀跡（鶴ヶ池、亀ヶ池）の水質向上のために必要な措置を講ずる。
- カ 盛岡城跡の歴史的価値を損なうことのない範囲で、都市公園・観光拠点としての機能強化を推進するため、来訪者への情報提供や管理の拠点の充実や、解説機能の強化、トイレ等の便益施設等の整備を推進する。

(4) 保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

- ア 保存整備と日常の維持管理、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整備する。
- イ 保存・活用・整備に係る各種事業の実施状況や成果等について、文化庁や岩手県教育委員会と情報共有を図るとともに、盛岡市文化財保護審議会、盛岡城跡整備委員会等の意見を尊重し、課題の把握と解決に努める。
- ウ 市関係部局との緊密な連携のもと、各種事業の推進を図るものとする。
- エ 指定管理者による維持管理について、遺構や事物に即した適切な管理方法、内容を指導・助言する。
- オ 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会、ボランティアガイド等市民団体と連携した情報の発信を図るとともに、文化財の保存と活用・維持管理等を協働で実施できる体制整備、人材育成に努める。
- カ 社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画や事業内容を見直す等の対応を行うものとする。